

独逸名目的貨幣理論の系譜

赤羽豊治郎

I

十九世紀の独逸貨幣理論の発展の跡を辿ると、われわれはまずいわゆる指図権説の主張に遭遇する。ここに指図権説というは、貨幣をもつて記号であり、また商品に対する指図権を意味する証券とみる学説で、ふつう名目説と一括呼ばれている⁽¹⁾。この名目主義貨幣理論は少くとも金属主義⁽²⁾が英吉利的起原をもつて対し、独逸的のもの⁽³⁾と指摘される。もつとも、バアボン⁽⁴⁾（1690年）やパークリー（1735年）の如き例外もある。前者は貨幣国定説、後者は指図権説の一面をみせてはいる。独逸におけるこの説は1760年代僅かにゾンネンフェルスによつて、貨幣を「商品を表章する記号」と説かれたに止まる。

ところが、19世紀に入るや意外にもフィヒテやアダム・ミュラーの如きいわば経済学教授ならざる人々によつて強く主張されたということが出来る⁽⁵⁾。まず、フィヒテである。かれの名著「知識学」は一般に「カント理念が明かに根底になつて」⁽⁶⁾の発展と称せられたが、貨幣理念では必ずしもそうでない。カントのスミスのなるに反し、後代の管理通貨の理念を展開している。ここでは筆をカントの貨幣理論に起し、それをフィヒテと対比しよう。

- (1) 高田保馬博士、「経済学新講」第三卷（貨幣の理論）昭和5年27頁。元来、この名目主義^{ノミナリズム}の名辭はクナップの初めて使用せるものであり、これには周知の如く国家学説・指図権説及び抽象的学説等を数え得る。高垣寅次郎博士「貨幣の本質」（昭和2年）及び G. Knapp, Staatliche Theorie des Geldes. 3 Auflg. 1921. S. 7.（宮田喜代蔵氏訳「貨幣国定学説」大正11年、11頁）。
- (2) 平瀬己之吉氏「古典経済学の解体と発展」（昭和25年）304頁。
- (3) 「貨幣とは法律によつて作られた価値をいう。而してその価値の差異は刻印と錢貨の大きさによつて知られる。貨幣の効用の一つは、これによつて他のすべての事物の価値が計算されるところの、価値の尺度たる点にある。例えばある物の価値が表現される時、それはかくかくの志、かくかくの筋の値打があるといわれる場合のように。貨幣のもう一つの効用は、それが他のすべての事物の価値に対する代換物ないし担保たる点にある。この理由から、貨幣の価値は法律によつて確定されねばならず、さもなければそれはあらゆる事物の価値に対する一定の尺度たらしめられることもできない。貨幣が金又は銀でもつて造られなければならないということは、絶対的に必要である訳ではない。けだし貨幣の価値はひとり法律より生ずるのであるから、刻印が捺される金属の何たるかは重要ではないからである。」 Nicolas Barbon, A Discourse of Trade. 1690. Hollander's Reprint. Baltimore. 1934. pp. 16—17. 久保芳和氏訳「バアボン・ノオス交易論」（昭和23年）24頁。
- (4) 「23貨幣は著者によりて種々に提^出せられたるが如く、内容的価値を有するものとして考うべきものなりや否や、又は貨物・標準・測度若くは権能として考うべきものなりや。又貨幣の真概念は全く切符若くは勘定具のそれならざるか。24 事物の価値若くは価格は直接的に需要により、相反的には供給の夥多により合成せらるる割合ならざるか。25 クラウン・ルーブル・磅等の語はかかる割合の指数若くは表示と考えらるべきにあらざるか。而して金銀及び紙幣はその勘定・記録・譲渡に対する

切符若くは勘家具ならざるか。② 正金は跡を絶つともその表示にして存続する限り、事物は評価せられ、工業は促進せられ、商業流通は維持せられざるか。」George Berkeley, *The Querist*, 1735. Hollander's Reprint. 1910 p, 11. 訳文は高垣博士, 前掲書 74—75頁。

- (5) J. Sonnenfels, *Grundsätze der Policey, Handlung und Finanzwissenschaft*. 1765. zitiert bei A. Tautscher, *Staatswirtschaftslehre des Kameralismus*. Zürich. 1947 S, 40. ゾンネンフェルス (1733—1817) は維納大学の警察学・官房学の初代教授で、このくに最後のカメラリスト。かれの経済論はベッヒャーと共に当時の人口増殖政策の支柱をなし、人口の増加をもつて経済発展の起動力とした。因みに、かれの記念立像は維納市庁舎前広場にある。
- (6) 上記のバアボン (1640?—1698) は周知の如くロンドンの実業家で政治家。1666年同市大火のさい復興に関与し、イギリス火災保険事業の創設者であり、パークリー (1685—1753) はクロニイ (アイルランド) の僧正で哲学者。(主著「人知原理論」1710年)。両氏はともに鋭い洞察力をもつて経済の動きを捉えたが、もとより職業的エコノミストではない。
- (7) Karl Vorländer, *Geschichte der Philosophie*. Leipzig. 1913. Bd II. S 272.
- (8) ここでは J.M.ケインズの「貨幣改革問題」の敘述を考える。「最も重要なことは、不換紙幣と銀行の与える信用によつて成立つ現時の財界においては、好むと好まざるとに拘らず、通貨の管理を避けることはできない。」J.M.Keynes, *A Tract on Monetary Reform*. London. 1924 p, 170. 岡部・内山両氏訳「ケインズ貨幣改革問題」(大正13年) 219頁。

II

イマヌエル・カント (1724—1804) の貨幣論はその「法律学の形而上学的基本原理」⁽¹⁾のうち、「契約により取得する一切の権利の解釈的分類」の章下において論ぜられている。かれは契約を三種に分つ。(1)無償契約(2)有償契約ならびに(3)保証契約これであり、更に第二の有償契約を(1)譲渡契約(2)賃約に大別し、前者は財と貨幣の交換であり、そこに始めて貨幣が契約分類表に占むる地位が与えられることになる。⁽²⁾

かれの貨幣概念はかかる有償契約履行の要具とされ、その形式的解釈を次の如く試みる。「貨幣とはその使用がただこれを譲渡することによつてのみ可能な物件である。この貨幣の(アッヘンヴェルに従う)⁽³⁾すぐれた名目上の説明、すなわち^{ワイルキニェル}この種の対象を他の一切から区別するに十分なものである。が、この説明はかような物件の可能性に関して何等の決断をも与えない。ただこれによつて、第一にこの譲渡が取引において贈与としてでなく^{レアルデフイニション}相互的取得のために(有償契約)企てられること、第二に貨幣は(或る民族において)一般的に喜ばれる一の商取引の手段であり、それ自身何らの価値を有せず、商品たる物件との対立において考えられるから、それは一切の商品を代表することが明かである。⁽⁴⁾」(傍点は筆者)かくカントは交換手段としての貨幣の機能を認め交換財たる特質を明かにし、更に^{レアルデフイニション}実質的定義を掲げ、「それは人間の勤勞 *Fleiss der Menschen* を相互に取引するための一般的手段である。」という。財の貨幣たるべき要件として、これを生産するためにまたこれを他人に与えるために、自ら勤勞(労働)を投下したるものでなければならず、その費せる勤勞は貨幣によつて取得する商品(自然又は加工産物)とそれに対して交換せられる勤勞とが等しくなければならぬ。何となれば「貨幣と呼ばれる素材を作ることが、商品を生産するより容易ならば、商品が売出されるよりも多くの貨幣が市場に現われるであろう。⁽⁵⁾」売主は買主よりも多くの勤勞を費さねばならぬから産業も富を衰頽しよう。⁽⁶⁾カントは貨幣の実体をそれに投ぜられた労働であるとみなし労働を要せざる「銀行券やアッシニヤ紙幣はたとい一時的に貨幣に代ると

しても、貨幣と認められない。⁽⁷⁾」と断言し更にまた商品が貨幣となる可能に就て、その素材を統治者が貢納としてある種の物を収受し住民も相互にこれを利用するに至る。「これによつてのみ（余の意見に従へば）、一商品が住民相互の間の勤勞の法定の要具となり、また国家の富の取引手段たる貨幣となる。」⁽⁸⁾ともみ、かの貨幣貢納起源説（福田徳三博士）⁽⁹⁾を提唱するのである。

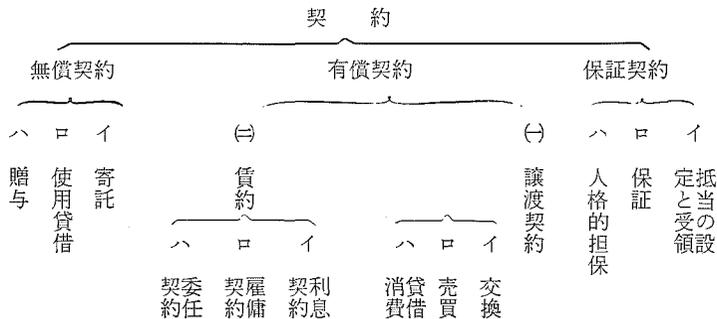
ところが、貨幣はなお所有の交換において概念され、「一切の他の物体（商品）の価格を規定する物件の概念で（も）ある。……価格は勤勞の交互的交換（流通）の一般的代表たるところのものとの比量との関係における物件の価値^{ヴァリュー}に関する公けの判断である。」⁽¹⁰⁾と定義し、価格の絶対価格たる規定を明かにしている。かく貨幣は交換手段たると共に同時に価値尺度たる機能を営むとみるのであつて、スミスを引合いに出す問題の定義となる。『貨幣はそれ故に（アダム・スミスに従えば）、その讓渡が勤勞の手段であると同時に尺度であり、これをもつて人間及び諸民族が相互に取引を行うところの物体である。』⁽¹¹⁾一かかる説明は、それがただ有償契約における交互的給付の形式のみを考え、（そしてこの給付は實質を抽象し）、而して余のもの汝のものとの交易（広義の交換）一般における法律概念を考え、これによつて先天的な解釈的分類の、従つて体系としての法の形而上学の前述の表に適合したものとして表象することによつて、貨幣の經驗的概念を可想的のそれに導く。⁽¹¹⁾

カントの貨幣理論は元來その法哲学体系で究明されたため、その法学的構成が前面に現われているが、その間よく貨幣の一般的交換手段であり価値の尺度たる経済学的解釈を進めていること、上記の通りである。なかでも、貨幣の實質価値はメタリストの如く金属に依存せしめず、これが獲得に要せる労働量に求めた点は、かれのスミス研究に基くものであろう。⁽¹²⁾尤も、スミスは労働を交換価値の唯一の一般的尺度であると論じたが、労働を貨幣の構成要件と認めたことなく、また「カントの貨幣定義に対応すべきものを示していない。」⁽¹³⁾とはいえ、かれが労働を重視したことはボナーの評言の如く、かれの繼承者が経済問題に潜心するに当り何らかの影響をもたらしたことは、⁽¹⁵⁾覆うべくもない。かれが貨幣に就て銀行券の貨幣性を否定し、或は貢納を貨幣成立の契機に数えたことは、僅かに三年後に公刊されたフィヒテの所説に対比し興味少し、と言い得ないのである。

(1) Immanuel Kant, *Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*. (Cassirer) Bd III.

(2) Kant, *Ebd.* SS, 90—91. 恒藤・船田両氏訳「法律哲学」カント著作集9. (昭和8年) 163—5頁。

カントの契約分類表を次に掲げる。



(3) Gottfried Achenwall (1719—1772) はゲッティンゲン大学の統計学教授。独逸統計学の父と称せら

- る。ゾーデンによると、彼は貨幣をもつて、「ひとがこれを譲渡することによつて、その使用が可能となる物件」とあり、カントが貨幣を「人間の勤勞を相互に交換する一般的な手段である」としたのは不明瞭であり不完全である、とみている。Graf Soden, Die National=Oekonomie, 1815. Wien. Bd. II. S, 291.
- (4) Kant, Ebd. SS. 91—92 前掲訳書166—67頁。
- (5) Kant, Ebd. S.92 前掲訳書 168頁。
- (6) James Bonar, Philosophy and Political Economy. London. 1909 p.275 東晋太郎氏訳「ボナ—經濟哲学史」(大正10年) 431頁。
- (7) Kant, Ebd. S. 92. 前掲訳書 169頁。
- (8) Kant, Ebd. S, 93. 前掲訳書 170頁。
- (9) 福田徳三博士,「カント国家及法律哲学管見」(經濟学論攷) 大正10年. 213頁。
- (10) Kant, Ebd. S, 93. 前掲訳書 170頁。
- (11) Kant, Ebd. S. 94. 前掲訳書 172頁。
- (12) カントのスミス研究はその研究対象が共に市民社会であつたという原理問題のみでなく、かれの同僚であり友人であつた、当時著名なスミス学徒クラウスの影響によることも大であつたろう。cf. E.Kuhn, Der Staatswirtschaftslehrer J.C. Kraus und seine Beziehungen zu Adam Smith. Königsberg. 1902. (筆者未見)
- (13) Adam Smith, Wealth of Nations. Cannan's ed. vol. I. London. 1920. p. 32. 大内氏訳「国富論」(一) 岩波文庫版, (昭和31年版) 79頁。
- (14) 船田章二氏,「カントの法律哲学」(大正13年) 137頁及び福田博士, 前掲書 216頁。
- (15) Bonar, Ebd. p.276. 前掲訳書, 433頁。なお, W. ビルマンはルドウィヒ・シュタンの言葉をひき、以下の如くする。「カントが労働を商品としてでなく、生ける人格者として扱ったことは、フィヒテにおいても同様であり、これに就てルドウィヒ・シュタインは『カントの道義的の真面目とフィヒテの熱ある雄辯とは独逸国民に各人は人格者であり、決して法律的意义の事物でなく、また經濟的意味の商品たるべきでない、という生き生きした自覚をもたらした』と述べている。」W. Ed. Biermann, Staat und Wirtschaft. Berlin. Bd. I. 1905. S, 88. 及び L. Stein, Die Soziale Frage im Lichte der Philosophie. Stuttgart, 1923. S, 384 f.

III

さて、フィヒテ(1762—1814)に至ると、カントの貨幣理論に較べ、ノミナリストとしての面目躍如たるものがある。これ両者の国家観の相違に出ずるものであろうか。かれはカント国家論は資本主義の黎明期の独逸市民社会の法理論として、国家目的を専ら個人の自由の保証にあるとする法治国家論であるに対し、有機体的国家論を展開し、国家の法律関係の制定に創造的積極性を附与することになった。⁽¹⁾これは直ちにかれらの經濟論に反映される。カントは貨幣理論においてスミスと等しく貨幣を交換の一般的要具として、恰も「書籍が思想の交換用具たると同様に、物を通ずる人間交通の手段」⁽²⁾として市民社会の流通機構を明かにしたのである。これに反しフィヒテはそうでない。かれの「封鎖的商業国家論」⁽³⁾の貨幣理念は国家の定めた記号⁽⁴⁾である。

フィヒテの商業国家はこれまで一種の社会主義の理想像と考えられている。この国家目的は「人各々に彼のものを与え」その生存を保証するにある。そのため外国との交渉を一切遮断

し、強力なる経済統制を実施する理想国を想定する。かれの貨幣理論はかかる計画の一環として取上げられ、世界貨幣たる金銀に触れることなく専ら国内貨幣ランドスグルトの論議に終始するのである。貨幣はまず一般交換手段であるが、その本質的なるは価値の表章(記号)たる点である。貨幣のこの表章性は全く表章の素材価値に依存せず、「それ自身表章としては全く無である。而もその決定は国家意思によつてのみ行われ、何物(商品)かを代表する。流通貨幣の総量は公取引に存在する商品の総量を代表し、前者の十分の一は後者の価値の十分の一を代表する。この十分の一が一ターレルと呼ばれようと、十ターレルと名づけられようと全く同じである。⁽⁵⁾従つて、貨幣の素材は紙その他有用ならざる材料をもつて造ればよい。貨幣はたんに記号であるから、「殆んど何れの国家における紙幣(6)や鞣皮貨幣や銀行券やアッシニア紙幣の如く何らかの仕方で現金に兌換される」必要はない。「貨幣そのものは実在的でない、実在するは商品であるから、貨幣は商品において実現される。」⁽⁷⁾

そこで、貨幣の第二の特徴として、「各個人は一片の貨幣を所有することによつて、大商業国家のすべての場所にあるところのような商品に対しても請求権をもつ。どのような商品に対してもといったが、その商品というのは各自が所有する貨幣が貨幣総量に対すると同じ割合だけの国内に存在する商品総量中の部分量である」⁽⁸⁾

第三に国家は何物であれ端的に貨幣とすることができる。そこで貨幣の国内流通の根拠が問題となる。が、かれはこれを租税基礎ストイフ・フンダチオンに求め、「国家は国内貨幣に一般通用性を保証するために、公課を取立てる。」と主張する。⁽⁹⁾貨幣はかく記号であり、記号貨幣の数量は国家が流通せしめるから、貨幣価値の安定のため、⁽¹⁰⁾人為合理的なる通貨管理が必要となる。通貨数量は取引商品の数量を代表し、両者の割合が同一なる間は物価に変動はない。若しその割合が変動し、商品価値が同一であるに拘らず、商品数量が増加するか、或は通貨数量が増大すれば、物価は事物の本性に従つて初めて変化しよう。

かれはかように貨幣数量説を採用し、国家の通貨政策をこれに準拠せしめんとするが如くである。「流通界に存在する商品は、国家の存続と共に必ず増加せられたり、改良を加えられたりすべきである。…従つて、国家はこの増加した商品の価値に応じて貨幣の割合を規定することができるし、また規定するであろう。すなわち、もし従来あつたところの商品の貨幣価格が元のままであるとするならば、国家は商品価値にみつもつて従来の貨幣よりも、増加しただけの数量の貨幣を多く流通せしめるのであろう。それとも或はまた、もし流通貨幣の数量が元のままであるならば、国家は増加した商品価値を貨幣の総量の間へ割りあて、そして計算してみても出る結果だけ、すべての物の貨幣価値を引下げるのであろう。国家が流通貨幣の数量をば、他の方面で無秩序と不釣合とを惹起さないうで増加することが出来るのは殆んどただ、等価物を一切要求することなく、家父長達の各々のところに各自相応に帰属するだけ多くの貨幣を分配せしめるという方法による外はないであらう。」⁽¹¹⁾通貨数量の決定にあたり、国家が別して考慮を払ふ必要あるは国民の退蔵と貯蓄による貨幣の減少である。節約大なればそれだけ流通数量の減少をみよう。これに対し何らの防止策を採ることも出来ぬし、またその採用は国民の合理的な自由を制限することになるから、国家は年々節約による貯蓄額を計算し、最善の運営をはかるべきである、と注意を促がしている。⁽¹²⁾

敍上の如く、フィヒテの貨幣理論は名目説をもつて貫き、貨幣素材に依存せざる記号であり、国内流通の根拠を国民の租税基礎に求めた。カントはかかる名目性貨幣たる紙幣を斥けたが、フィヒテは反つて諸国における現行紙幣の兌換性に留目し、紙幣が同時流通バイアレン・グルトの現金を

代表するものとみて自説とその異同を明かにする。⁽¹³⁾また貨幣物件そのものの貢納性にも触れることがない。いずれも、かれの理論構造では第二義的な事項であり、主題は反つて通貨価値の安定におかれ、「通貨の価値は取引商品の数量に依らず、通貨数量に基いて定まる。」と説くこと上述の如くである。⁽¹⁴⁾

フィヒテのこの書の公刊は当時異常な反響を呼び起したといわれ、貨幣理論においてゾーデンが、⁽¹⁵⁾「国家が紙幣を發行し、その回収を租税の支払に依拠せしめる提案は極めて危険である。」⁽¹⁶⁾といい切つたのは、暗にフィヒテを念頭においたためであろう。が、その反面、O. ミハエリスは⁽¹⁷⁾租税の支払こそ紙幣の唯一堅固な基礎であると論じ、また後述する如く金属主義者カアル・クニースまたこれを承認するのである。

- (1) J. Grünfeld, Die leitenden sozial-und wirtschaftsphilosophischen Ideen in der deutschen Nationalökonomie. Wien. 1913. S, 23.
- (2) Kant, Ebd. S. 91, 前掲訳書 166頁及び船田氏, 前掲書 137頁。
- (3) J. G. Fichte, Der geschlossene Handelstaat. 1800. Fichtes Werke, (Medicus Ausgabe) Bd. III. 出口勇藏氏訳「封鎖商業国家論」(世界古典文庫)昭和24年。拙稿「フィヒテの封鎖的商業国家論」信州大学文理学部紀要第八号(昭和33年)。
- (4) Fichte, Ebd, S, 462 前掲訳書 78頁。
- (5) Ebd. S, 464. 前掲訳書 80頁。
- (6) Ebd. S, 521. 前掲訳書 162頁。
- (7) Ebd, S, 522. 前掲訳書 164頁。
- (8) Ebd. S, 486. 前掲訳書 112頁。
- (9) Ebd. S, 469. 前掲訳書 87頁。
- (10) Ebd. S, 485. 前掲訳書 110頁。
- (11) Ebd. SS, 465 —66. 前掲訳書 82—83頁。
- (12) Ebd. SS, 467—68 前掲訳書 85頁。
- (13) Ebd. S, 521. 前掲訳書 162—63頁。フィヒテの封鎖国家では記号貨幣の流通を許すのみである。従つて、「紙幣類の欠点はこれが常に他の貨幣と共に流通したことに基く。」Bonar, Ebd. p, 290. Foot-Note. 前掲訳書 458頁注。
- (14) Bonar, Ebd. p, 290. 前掲訳書 458頁。
- (15) W. Roscher, Geschichte der National=Oekonomik in Deutschland. Neudruck. 1924. S, 682.
- (16) O. Michaelis, Vierteljahrschrift für Volkswirtschaft, 1863. Bd. III. zitiert bei Knies' Das Geld. Berlin, 1885. S, 369.
- (17) 拙稿「カアル・クニース」(2). 松商短大論叢 第9号(昭和36年)。

IV

さらにアダム・ミュラー(1779—1829)である。⁽¹⁾が、かれとフィヒテの関連は、その「封鎖商業国家論」をスミスのベースで批判したに始まるが、僅か数年後(1809)の主著「国家学綱要」⁽²⁾では国家論や貨幣理論において、フィヒテのそれに近い。

ミュラーは国家をもつて人事の総体であり、人間は国家以外においては考えられずといひまた国家を一の有機体と規定し、個人はその細胞であるとする。この有機体思考はシェリングの⁽³⁾ものであり、かれが始めてこれを経済領域に導入したのである。「国家は常にあらゆる

るものの中心にあり、一切の富、一切の消費と等しくわれわれが国家と呼ぶこの永遠のものに対する反作用の光りの下に観察されねばならぬ。⁽⁴⁾貨幣に就ても同様であり、かれは貨幣をもつて国家的現象であり、国家を流通の主体とみる。貨幣の本質は財と人、人と人とを結ぶ結合の機能であるといい、後年のジムメルを思わしめるところがある。而もこの特性を財も人ももつというのである。「国家におけるすべての個人は人も財も二重の性格をもつ。第一にそれ自身に対し、或はそれ自身として何物かであり、他は貨幣としてそれはまたなほ何物かである。貨幣は一つの理念である。貨幣は市民社会にあるすべての個体に内在する性質であつて、それによつてかれらは多かれ少かれ他の個体と結ばれまた結ばれた個体が互に離れたりするのである。」⁽⁵⁾われわれの通有感情では、人間に貨幣性ありとする叙述ほど komisch なものはない。これはかれの哲学に由来するのであるが、また人間の社交性に対する一種の比喩ともみることができる。そうであれば、「経済的諸関係(内外貨幣)の結合の技術を正しく理解する政治家はまた生ける貨幣である。」⁽⁶⁾とのバクサの注釈を首肯できないこともなかろう。

かく貨幣は一の理念であり社交的事物である。従つて、その素材の金属に拘泥せず、反つて紙幣をもつて理想的なる通貨とみる。かれは紙幣を人間結合の表現手段たる言語に擬らえ言語貨幣の表現を与える。これは貨幣の発展過程に照して不条理でない。「金属は刻印によつて、信用の一方式によつて始めて貨幣に高められる。また市民生活の発展においては、結局国家紙幣によつて表現される。」⁽⁸⁾紙幣が貨幣の理念を具象化して国家の有機的結合を表章するとみるのであるが、その真実なる基礎は単なる言語でない。言語は一般に説者の意思表示の手段にすぎぬ。反つてそれは言語をもつて表現される一国の経済的国力であるといわねばならず、従つてメタリストの主張する金属に限らない。

かように、ミュラーは紙幣を国語による一国の睡眠的経済力の部分表示とみなす。⁽⁹⁾言い換れば、信用による国力の表章ともみるのである。「信用の理論のなかに……高度の唯一の眞の貨幣が、(その点では金属貨幣は不完全な代表者にすぎぬ)すなわち「^{ナチオナル・ワオルド}国語^{ナチオナル・クラフト}」ないし「^{ザルト・シエツァング}国力⁽¹⁰⁾」が明らかとなる。」その限り、国家は信用を通じて国力を動員し国民資本を集中し得るが、それ以上の紙幣発行をなすことはできない。通貨膨脹の禍殃原因は紙幣数量にあるのでなく、国家紙幣発行の自恣性にこそ伏在する。国力が発展するときは、それと適応する発行に限度はない。かれは貨幣の意味をかくも評価し、その限界を明らかにしたが、なおフィヒテと異なり金属貨幣の流通を認める。「財としては貴金属、人格的諸力としては言語をあげることができる。それらの各々は人間が絶えずすべての人格的問題と物質的問題とを結合せんと努むる融合を、その領域において完成せんとするのである。貴金属は財による自然的紐帯であり、言語はあらゆる人格的諸力による自然的紐帯である。それ故に、言語と貴金属とは貨幣として表現する二つの形態であり、^{フェルジニツツング}経済的國家の二つの偉大な意体である。」⁽¹¹⁾

この発言はナポレオン戦争当時の英吉利および奥太利におけるインフレーションの歴史的事情に基くものの如く、かれ自身は最良の貨幣制度の理論的根柢をかかせる見解に求めたのであつた。曰く、「一国の国内的福祉のすべては人格性と事物性との均衡に還元される。すなわち、あらゆる人格性における固有の人格的なものは経済的には信用を現わし、あらゆる事物性における固有の實在的なものは貴金属である。イングランド銀行は事物的財産の実現と流通をまつたく考慮することなく、一切の個人信用を人格化することに従事した。そして⁽¹²⁾全国民・国王および議会は銀行券を雲隠れた金の代表物と名づけた。」われわれはミュラーのこの記述によつて当時のイングランド銀行券の膨脹過程の一端を窺うことができる。ま

た1818年の奥太利の国家破産による混乱の收拾策として、ミュラーの示したものは、数量説に依拠したワリス伯の通貨収縮の一策をもつて達し得るのでなく、金属貨幣と紙幣との正しき均衡を目指す貨幣制度の樹立であつた。⁽¹³⁾

さらに世界貨幣（金銀）と国民貨幣（紙幣）にふれる。この分類はフィヒテの世界貨幣と国内貨幣に借りたものであろうが、⁽¹⁴⁾フィヒテの世界貨幣蔑視の態度は、かれの理念国家の経済施策が外部から攪乱されるを遮断するための用意に出でたものであつた。ミュラーも世界貨幣は所有者のあらゆる富の直接の源泉を確保せしめ、個人的利益は国際貿易だけに依存するとの錯覚を与えるといい、警戒の念を緩めない。が、フィヒテの如くそれを敵視するのではない。これ、かれが一国の貨幣政策の基調を両貨幣の均衡に求めたからであらう。⁽¹⁵⁾

以上、かれの貨幣理論を摘記したが、かれを特にノミナリストに指名するとなると、矢張り「国家・貨幣と信用とは一つである」との見地に留目せざるを得ぬ。⁽¹⁶⁾貨幣は人間結合の経済的表現であつて、国家は貨幣の機能のうちに結合の意味をみいだす。金属貨幣はかかる結合の物的紐帯であり、言語貨幣たる紙幣は人格的紐帯である。金属は国家の刻印、紙券は⁽¹⁷⁾国家印章の印刷を通じて、それぞれ現実の貨幣となる。ことに後者が金属価値なき貨幣であるため、国力の表章たる点に名目説的主張が認められ、同時にかれが「刻印が金属を貨幣たらしめる見地に立つため、金属なければ何らの整序ある貨幣制度は考えられない。それ故にミュラーはカルタリストでない。」⁽¹⁸⁾との評価を受けなければならぬ。⁽¹⁹⁾

凡そ独逸経済思想史上ミュラーほど毀誉褒貶の多かつた人はない。当時ロッシェアがかれを目して、「疑ひもなくあらゆる時代を通じて第一級の国民経済学者であつたろう。」と賞揚し⁽²⁰⁾オトマール・シュパン出づるまで一世を風靡した自由主義の時代のため全く忘れられたるに至つた。⁽²¹⁾かれの貨幣理論は、当時 G. V. ブクオイ (1781—1851) が指図権説の主張者としてミュラーの精神を継承した⁽²²⁾（アルトマンの評言）ほか、⁽²³⁾僅かにカール・マルクスが「経済学批判」(1897年)の脚注でふれたにすぎず、⁽²⁴⁾殆んど無視されたといつてよい。われわれが独逸貨幣理論の進路を追求するとき、名目学説が貨幣の国家的性格を深め行く傾向をみいだす。ミュラーはフィヒテと共にかかる流れに携す先達の一人といえるであらう。

- (1) 拙稿「アダム・ミュラー」信州大学文理学部紀要第9号(1960年)。
- (2) Adam Müller. Die Elemente der Staatskunst. 1809. Baxa Ausgabe, Jena. 1922 und Versuche einer neuen Theorie des Geldes. 1816. Lieser Ausgabe. Jena. 1922.
- (3) J. Baxa, Die Wirtschaftslehre Adam Müllers. „Nationalwirtschaft“ 2/2. 1928. S. 130.
- (4) A. Gray, The Development of Economic Doctrine. London. 1951 p. 221. 訳文は榎原氏, 同氏「社会科学としてのドイツ経済学研究」(昭和33年)45頁。
- (5) Baxa, Einf. in die romantische Staatswissenschaft. Zweite Auflg. Jena. 1921. S. 193.
- (6) Müller, Elemente Bd. I. S. 351.
- (7) Müller, Ebd. Bd. II. S. 385. Baxa' Anm. なお「シュテフィンガーの如く、『政治家は真の貨幣である』とのミュラーの発言に異議を唱える人は、不親切に聞こゆるであろうが、ミュラーを理解していない、といわれよう。」Bruno Moll, Logik des Geldes. Vierte Auflg, Berlin. 156. S. 56.
- (8) Müller, Versuche. S. 140.
- (9) J. Baxa, Die Wirtschaftslehre Adam Müllers. Nationalwirtschaft. 2/2 1928. S. 132
- (10) Müller, Elemente. Bd. I. S. 359.
- (11) Müller, Versuche. S. 141. なお、かれは社会経済を一個の円球に擬え、その中軸を貨幣とする。

球の上半球は事物性、下半球は人格性に当り、この両面を貨幣軸が回転する。前者の球根が金属貨幣後者が紙幣であるという。S, 277.

- (12) Müller, Ebd. S, 246.
- (13) Baxa, Ebenda. S, 133.
- (14) E. Roll, A History of Economic Thought. Fifth ed. London. 1953. p. 225.
- (15) ミュラーのこの立場は、モルによつて今日のメタリズムとノミナリズムの融合の理論的モデルとして注目された。Moll, S, 91ff.
- (16) Moll, Ebd. S, 52.
- (17) Müller, Ebd. S, 143.
- (18) Baxa, Ebd. S, 132.
- (19) Helene Lieser, Einführung zu Versuche. S, 283.
- (20) W. Roscher, Ebd. S, 777.
- (21) Baxa, Ebd. S, 130.
- (22) S. P. Altmann, Zur deutschen Geldlehre des 19. Jahrhundert. S, 10. (Vierte Aufsatz der „Festgabe für G. Schmoller.“ Leipzig. 1908. Bd. I.)ブクオイは貨幣の本質に就て次の如く説く。「貨幣は本質的にはそれ自ら内在的価値の対象にあらずして、価値ある事物に対する指図証である。この指図は質に就ては全く不確定にして、量に就ても時と処が与えられて初めて確定せられる。その決定の基礎は貨幣の性質の内に存せずして、その時々の人々の考量の内に存する。」Graf G. v. Bucquoy, Theorie der Nationalwirtschaft. Leipzig. 1815. S, 237. zitiert bei Moll. S, 37. 訳文は高垣博士のもの。前掲書 76頁。
- (23) Karl Marx, Zur Kritik der Politischen Oekonomie. Stuttgart, 1921. S, 156. Anm.
- (24) E. Whittaker, A History of Economic Ideas. N. Y. 1950. p. 671.

V

次はロードベルトウス(1805—1875)の貨幣理論である。かれも亦フィヒテと同じく、社会主義的経済理論を目指す叙述のうちに、貨幣の名目的見解を吐露する。

かれは夙に有機体的国家理念の社会主義者と評され⁽¹⁾(ディツェル), その国家思想はフィヒテ, シェリング, ヘーゲルのそれに近いとも言われる。フィヒテが国家を有機体と措定しこれを樹木に擬らえ⁽²⁾, またシェリングが「絶対的有機体の構成」⁽³⁾とみたことは周知の事実である。かかる十九世紀初頭の独逸国家学で支配的であつたこの有機体説の影響を受け, かれが国家を「歴史的有機体として自己自身を組織する有機体」とみなしたことは容易に理解し得られ, この思考から社会主義の「国家的統制の体系」を導き出すに至つたのであろう。⁽⁴⁾

さて, かれの貨幣理論であるが, その本質をもつて, 「貨幣を分業の清算手段」と規定する。⁽⁵⁾次に煩をいとわず一部を引用する。いわく, 「各人は, まず分業において, 他人のために生産し, したがつてほとんどすべての自分の欲望手段を, 他人に生産してもらうわけだがこの分業はなるほど一の巨大な結合であつて, この結合のなかへ, 各人は自分の生産力を投入し, そして共同的に作られた生産物量のうちから, 自分の所得を取得する。しかし, この所得の大きさは, 人類の間で必要な法律秩序によつて恣意的なものではありえず, 各人の生産力が供給した成果と比例せねばならぬ。従つて, 労働成果の分配が考察すべき根本命題は, 共同的に作られた生産物量のうち各人が取得する補填が, その生産のための各人の協働

に適しているということか、または何びとも他人の欲望充足を、彼の生産物量においてかなえる以上には、彼の欲望充足において、他人の生産物量によつて、かなえられることはないということか、いずれかである。それ故、労働成果の分割はまさに一般的清算とみなさるべく、この清算によつて、あらゆる請求権、すなわち労働成果における生産物量の生産に協働したことに基く請求権が、この協働の程度にしたがつて請求権応分の充足を取得するわけである。⁽⁶⁾分業の行われる範囲が一国民ないし多数国民を包括するところでは、「一般的相互清算の直結は不可能である。いわんや、各人の請求権（交換に供された生産物）が、このような方法で、正当な補填の保証を与えるために記帳されるというが如く、清算を行うなどは考えも及ばない。それ故、分業そのものために清算手段 Mittel des Liquidation がなければならぬ。この清算手段は一の証明書⁽⁷⁾の形で存在し得るだけで、各人は生産物を交換に供する場合に、それに関して、この証明書を取得するのであり、同時に各人が同じく交換のために生産を作つた場合に、同一額にたいする指定権（指図権）として、この証明書は各人により用いられるのである。この最後のものに対しては清算手段は、または給付生産物にする証明書として、また需要されたものに対する指定権として通用するであろう。」

貨幣はかように清算手段として一切の商品に対する指図証である。指図証が貨幣として流通するのは、(1)財の価値表示であること (2)額面価値が現実に生産され価値補填に役立つ保証が与えられるによる。「この保証は正しく清算が行われること、すなわち各人が国民生産物量のなかから取戻すのは、各人が供与したり多くも少くもない（価値）という根本命題が実現されること」⁽⁸⁾を指す。これらの保証が与えられれば、清算手段は如何なる経済体制の下でも貨幣となる。現在の如き「賃料所得財産と自由放任の交換とをもつ状態においては、各人がうけとる証明書となり、各人が引受ける指定権となる。社会的官庁による生産の指導を伴う、賃料所得財産なき状態においては清算手段は社会が分与し、また社会が再び指定権として引受ける証明書となる。」⁽⁹⁾（傍点は原文）ことを明らかにしている。

次に、かれは、「貨幣成立史」⁽¹⁰⁾にふれ、清算手段の商品質の喪失過程に応じて、金属貨幣一紙幣一信用の三段階を展開する。商品質とは価値補填の保証たるべき実体をいう。まず金銀が貨幣となるのはそれ自体が「清算すべき当の価値みずから、すでに等価として担保として保証として、伴うからである。」⁽¹¹⁾金銀が貨幣たるは貨幣の如く機能する商品であるからでなく、それが確実なる指図権たるがためである。ところが、金属貨幣は特殊の事情のため、かつ部分的に紙幣により代置される。紙幣は何ら商品でない、或は殆んど無価値の商品にすぎぬが、金銀と同じく受納される。これ紙幣が金銀に対する指図権たること、いい換れば金属貨幣と兌換し得るからである。⁽¹²⁾更に流通の第三概念たる信用の出現をみる。「信用は交付された価値の即時報償が不要であり、後にこの報償が生ずるであろうという信認である。」⁽¹⁴⁾この段階では、「貨幣が充すべき諸条件」⁽¹⁵⁾を等しく充せば商品とは別な清算手段も存在し得られる。従つて信用貨幣は紙幣の如く有体貨幣（金属貨幣）とも関係なく、ただ一片の紙片⁽¹⁶⁾でよいわけである。貨幣はかく商品貨幣から觀念貨幣に進む。

かかる貨幣理論の窮局の目標は社会主義社会における貨幣本質の究明にある。かれの描出する社会は国家による生産の指導を伴う賃料所得財産なきそれである。（前出）そこでは、「すべての土地とすべての資本は国家のものである。国家は個別的生産経済において予め計画された需要予定案に応じて、この両者を用ゆる。私人が生産経済において労働するは、国民生産物に対する選択と熟練とを目的としてであり、そのさい、生産への彼の寄与を標準に

して、国民所得のうちから支払われるためである。これは貨幣によつて媒介さるべき清算である。…各人が彼が生産した生産物に対して、それに附着せる労働を証明してもらう。ここでは、生産経済の長官はかの労働紙札の形で労働者に支払う。ここで彼が紙札を実現するのは実際同時に『価値尺度』として、それと引換にえらるべき財量を告知する。⁽¹⁷⁾ 国家はかかる方法で各人に貨幣を分与し、かつその所持人に等量の価値(財)を補填する保証を与えねばならぬ。この保証あるがために、貨幣は「生産物を伴つた指定権」たる性格をもつこととなる。それ故に、「この貨幣は紙片からなり、その紙片には各人が生産物の形で交易に供給した労働量の正確な受取が記されており、それ故にまた、各人が交易から受けとることを権利づけた労働量が正確に指定されているであろう。⁽¹⁹⁾」

叙上の如き、ロードベルトウスの貨幣の清算手段たる構想は労働貨幣の導入によつて、⁽²⁰⁾ 独逸名目貨幣論の支持者のなかで特異な存在となつた。これはフィヒテの理性国家には見出されない。もつとも、清算手段の実現を可能とする実在が流通のなかに存在するという、同様な見解はある。⁽²¹⁾ ところで、この着想は貨幣の実体価値を放棄しながらそれに依存することとなり、名目説の論理を貫き得ない憾みがある。アルトマンはクニースがロードベルトウスの「財の価値が労働費用に等しい状態」⁽²²⁾ における貨幣理念を正しく解しつつも、なおかつこの種の解釈をペチチオ・プリチピイと評せるは、まことに意義あるものとする。かような名目説の難点を回避するためには、或は経済史家ゲオルヒ・フリードリッヒ・クナップが貨幣の名目性を法の創造物とみなし、これを有体貨幣と完全に切離した如き必要もあろう。

- (1) H. Dietzel, Karl Rodbertus. Jena. 1888. Zweite Abteilung. S, 36.
- (2) 拙稿「フィヒテの封鎖的商業国家論」。
- (3) F. W. T. Schelling, Vorlesungen über die Methode des akademischen Studiums. 1803. O. Weiss Ausgabe. Leipzig. 1907. Bd. II. S, 646. 勝田守一氏訳「シェリング学問論」(昭和23年) 145頁。
- (4) J. C. Rodbertus-Jegestsow, Physiokratie und Anthoropokratie. (Briefe und sozialpolitische Aufsätze. Berlin. 1881. Bd. II.) zitiert bei Hans Freyer, Die Bewertung der Wirtschaft. 立野保男氏訳文。同氏訳「フライヤー資本制経済思想の発展」(昭和18年) 172頁。
- (5) Rodbertus, Zur Erkenntnis unser Staatswirtschaftlichen Zustände. 1842. 平瀬氏訳「国家経済の現状認識のために」(世界古典文庫) 昭和23年。182頁。
- (6) Rodbertus, Ebd. 前掲訳書 183頁。
- (7) Rodbertus, Ebd. 前掲訳書 184頁。
- (8) Rodbertus, Ebd. 前掲訳書 188頁。
- (9) Rodbertus, Ebd. 前掲訳書 188頁。
- (10) かれ自身金属貨幣時代を(1)商品貨幣時代(秤量貨幣時代)(2)鑄造貨幣時代に分ち、ほかに貨幣史を本文の如き三時代を認めている。前掲訳書 199—201頁なお、平瀬氏の前掲書「古典経済学の解体」316—317頁をみよ。
- (11) Rodbertus, Das Kapital. Kozak Ausgabe. Berlin 1913. S, 72. 平瀬氏訳「資本」(世界古典文庫) 昭和25年。112頁。
- (12) Rodbertus, Erkenntnis. 前掲訳書 196頁。
- (13) Rodbertus, Ebd. 前掲訳書 198頁。
- (14) Rodbertus, Kapital. S, 72. 前掲訳書 112頁。かれは更に信用の機能にふれ、「信用は非占有者たる労働者をも資本家となすことができ」といい、かのブルノ・ヒルデブランドと相似の見解を述

べている。前掲訳書「資本」165頁。

- (15) Rodbertus, Erkenntnis. 前掲訳書 202頁。
 (16) Rodbertus, Ebd. 前掲訳書 211頁。
 (17) Rodbertus, Ebd. 前掲訳書 206頁。
 (18) Rodbertus, Ebd. 前掲訳書 210頁。
 (19) Rodbertus, Zur Beleuchtung der sozialen Frage. Teil I. Zweiter Brief. M. Wirth Ausgabe. Berlin. 1899. S. 67. 吉田茂芳氏訳「恐慌論」(昭和35年)166頁。
 (20) この労働貨幣に就て、かれは「国家経済」執筆当時フランスやイギリスの実験的試みを知つていなかった、という。「資本」前掲訳書 158頁。
 (21) 「われわれの組織においては、国内貨幣は決して他の何物にも関係せず、また他の何物にも兌換さるべきでない。国内貨幣は直接に商品に関し、ただ商品においてのみ実現される。……貨幣そのものは実在なものでない。商品が真の実在である。だから商品においてこそ、貨幣は実現せられるのである。」(傍点は筆者) Fichte, Ebd. S. 522. 前掲訳書 164頁。
 (22) Rodbertus, Erkenntnis. 前掲訳書 168頁 標題。
 (23) Altmann, Ebd. S. 22.

VI

ロードベルトウスにおくれて「名目主義の古い思考に新たる力を附与した⁽¹⁾」はサムエル・オッペンハイムである。かれは「貨幣の使用価値は商品のそれだけでなく、恰も債権証書が或人が他人より一定額の価値を受取るべき記号及び証拠となる如き記号に等しい。また貨幣は或人が若干額の財の価値を買手に引渡し、同額の財の価値をこの貨幣と引換に受取るべき記号である。」⁽²⁾といい、更にまた「貨幣の引渡しは実際の代償でなく、そのために受領せる財に対する実際の支払ではない。反つて他の受領せる消費財の代償^{エキバレンツ}でもなく、単に将来この記号に対して価値ある給付の与えらるべき、すなわち真の代償は後に附随すべき記号に外ならない。」⁽³⁾或は「貨幣はまたそれ自体この代償でなく、その限り少くともこの代償のよき代表者である。それ故に貨幣のこの使用価値は商品のその如く内在的価値でなく、ただの代表的価値である。」⁽⁴⁾とも説き、貨幣の記号性たるを明らかにし、一切の流通貨幣はかかる代償の「代表する全体」das repräsentierende Ganzeを形成し、「あらゆる取引商品は代表された価値総額」die repräsentierte Werttotalitätを形成する。各貨幣筒片はかかる代表面の一定部分となる。従つて、貨幣筒片(数)の減少ないし同額の貨幣数量における代表化された取引商品の増加は貨幣筒片の価値増加、すなわち代表力 Repräsentativkraft⁽⁵⁾の増加(騰貴)となるといい、素朴であるが一種の数量説を展開している。

かように、フィヒテに始まる名目主義的状況のなかで、十九世紀の独逸貨幣論はその体系化の歩をすすめ、その偉大な成果をわれわれはカール・クニースの著作にみいだす。クニース(1821—1898)はロッシュャーによつて提唱された経済学の歴史的方法の理論的完成者であり、その国家観は有機体説を奉じていたため、⁽⁶⁾その貨幣論は当然歴史的立場に徹し更に名目的思考を継承するものと予想されたが、その「貨幣論」(1873年)は反つて金属説の代表作たる

観を呈した。尤もかれの先行者ロッシャーの貨幣概念はメタリズムの側面をみせている。マクス・ウェーバーはとくにクニースのこの書を取りあげ「歴史的方法から完全に離れた」と評している。⁽⁷⁾ところがクニースの研究はそのじつ金本位制下の貨幣理論の体系化とみるべきであり、それは1871～3年に亘つて公布された一連の金貨鑄貨法による全独逸的の金本位制確立に刺激されたもの、と思われ⁽⁸⁾る。

かれの金属説の主張は貨幣の価値尺度を重視するところに始まる。⁽⁹⁾「凡そ測定には、すなわち数量を定め得べき一物の数量関係を定むるに就て、その測定の用具となりし測定の手段として利用し得るは測定せらるべきものを特定の量において、それ自ら有しなければならぬことは、自然法則的の必要性である。従つて測定せらるべきものに関し未知の量はそれと種類を同じくする測定用具における既知の量によつて測定される。⁽¹⁰⁾」それ故に、貨幣が価値の尺度たるには貨幣自身が一個の価値対象のみであり、経済的価値をもつ一の物体でなければならぬ。換言すれば貨幣素材の価値によつて他財の経済的価値が測定されることになる。貴金属が貨幣に利用されるは、その一定の重量に含まれる経済価値量が価値測定手段としてである。価値測定単位はフランスのそれは銀貨 $\frac{1}{4}$ グラムの純銀、金貨 $\frac{4\frac{1}{2}}{15\frac{1}{2}}$ グラム純金である。この種の単位は恰も重量単位のグラム・封度の如き作用を営む。かく貨幣が価値尺度の機能を果すうえからも、貨幣たるは実体価値ある金属貨幣だけである、というのである。

かく、クニースは貨幣の中心観念を貨幣の価値尺度としての機能に求め、その適格性を実体価値ある貴金属に認める構想を明らかにした。価値尺度を貨幣理念の至上概念とみるはメタリズムの用ゆる思考方法であるが、それは交換手段としての機能と不可分の関連にあり分離し得るとは考えられぬ。⁽¹¹⁾いずれにせよ、われわれがこの研究でかれを取扱うは、名目説に対する批判のモデルとしてである。かれの批判は上記の論点から貨幣指図権説と貨幣固定説に対して行われた。指図権者を、まず「貨幣は一の価値対象なるが故に、財の一定量に対する指図証でなく、また或る価値量の単なる表章記号でない。」⁽¹²⁾と断定し、批判の対象となつたのはH. D. マクロード(1821—1902)やオープンハイムであり、またロードベルトウスである。かれはマクロードに就て、「この場所においてマクロードの貨幣論の詭辯的な構造への特に容易き洞察が得られる。貨幣と貨幣に対する請求権とを一般的信用および特殊的信用として一緒に同一属(信用という)に従属せしめんがためには、彼は巧みな魔術家のように、こつそり手品の客体を取りかえる。もしAという個人がBという個人にある商品を現金で支払えば、AはそのBに財に対する一つの指図証を与えるのだという。——しかしながら、それは実は社会から貨幣領収に対する或る指図証ではなくして、それとは全く反対に、普通の使用財(貨幣を除いて)の領収に対する指図証である。その反対に、もし彼がその間に自己(A)宛の指図証を与えれば、それは決して彼が後にBの意のままに処分せしめねばならぬところの、あらゆる普通の使用財に対する指図証にすぎぬ。その貨幣額を受取つた後ではBは社会に対して彼が以前に⁽¹⁴⁾即時的支払に際しても社会に対してあつたであろうところの同一状態のなかにあるのである。」⁽¹⁵⁾といひ、またロードベルトウスが貨幣をたんに指図証とみる限りはマクロードと誤謬を分つと非難する。⁽¹⁶⁾更に貨幣固定説を国家権力が貨幣および貨幣価値を無から創造し、貨幣個片に価値を附与すると規定し、次の如く否定する。⁽¹⁶⁾曰く。「この見解に心を傾ける人々にとつては、彼等がただ現実的貨幣によつてのみ得るべき諸表章が現実的貨幣の職務遂行によつて既に習慣となつていところの或は取引生活するのにも拘らず、ひとがこの貨幣の現存するを要せぬと主張することは一種の陥穽である。『もしリーヴル・シルリング等

々の名称が保存せられ、しかも金属は落ち去つても、すべての物はなお全く同様に計算および販売され得るし、——商業流通は維持せられる⁽¹⁷⁾』というパークリーの立言は既に上に関連した誤謬を憶い出させる。リーヴル・ターレル等々の名称は単なる特殊の言葉としては、金属の脱落の前においてもまた一つの貨幣職務をみじんとも果さない⁽¹⁸⁾。』というのである。

元来、かれの貨幣論は貨幣経済の一段階たる金本位の貨幣本質に理論的基礎を与えるにあつたから、かように当時抬頭せる名目説的貨幣・信用論に同情を示さず、ジムメル、クナップ或はベンデクセン等その後の発展を予見せずに終つた。ところが、紙幣の交換流通における地位の重要性はかかる態度を緩和せずにおかない。紙幣は価値尺度として、また価格基準として貨幣機能を果さないが、なお流通するは、「紙幣によつて『充足された』国家に対する債権者は自ら（かれに対してすでに確立している）請求権のための支払をなす要なく、かれはかかる状態において、債務者たるところの他の者への証券を交付することができる。どうしても納税義務者の側より国庫への莫大の支払のなさるべき限り（紙幣の租税基礎）この方策はとくに重要になる。」⁽¹⁹⁾と考へ、また「紙幣発行の規模がかの『租税基礎』内によこたわるべきことはいうまでもなく、すでに数年前O・ミハエリスは国家に対してなさるべき租税及び手数料における当面的支払の額が永続的に完全なる価値をもつ紙幣の唯一の堅固なる基礎として示してきた⁽²⁰⁾」とも論じ、かつてフィヒテが紙幣流通の根拠を租税基礎に求めた故智に倣わんとした。これ、先に指摘した如くである。（未完） —1962. 11. 6—

(1) Altmann, Ebd. S, 18.

(2-3) Samuel Oppenheim, Die Natur des Geldes. Mainz. 1855. S, 35. S, 42. zitiert bei Moll. S, 38ff. 訳文は高垣博士、前掲書 77頁。

(4) Oppenheim. Ebd. S, 42. zit. bei F. Hoffmann, Kritische Dogmengeschichte der Geldwerttheorien. Leipzig. 1907. S, 165.

(5) Hoffmann, Ebd. S, 166. 序ながら、オッペンハイムに上記のほか「信用本質論」Die Natur des Kapital und des Credits. Mainz. 1868. があることを附記したい。

(6) 「ここでは、国家は人格的人間生活の一有機的構成物である。個々人のその如き一有機体ではなくて、人間から離れ得ぬところの或る他のより高き等級の一有機体であり、これを高調することをもつて充分と考へよう。」Karl Knies, Geld und Credit. Erste Abteilung. Das Geld. Zweite Aufg. Berlin. 1885. S, 41. 山口正吾氏訳「クニース貨幣論」(昭和5年) 51頁。

(7) M. Weber, Roscher und Knies. in „Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre.“ 2. Aufg. 1951. S, 42. 松井氏訳「ロッシャーとクニース (1)」(昭和31年) 92頁。

(8) 拙稿「カアル・クニース」(2)松商短大論叢 第9号. 昭和36年。

(9) これはクニースのみならず、メタリストに共通せる特徴である。平瀬教授はメタリズムを巧みに「貨幣商品説と素材価値説と価値尺度説のそれらを鼎の三本足として立つ」と表現された。同氏、前掲書 305頁。

(10) Knies, Ebd, S, 147. 前掲訳書 181頁。

(11) 左右田喜一郎博士、「貨幣と価値」同氏全集、第二巻（貨幣価値論研究）昭和5年. 183頁。

(12) Knies, Ebd. S, 148.

(13) Knies, Ebd. S, 267.

(14) Knies, Ebd. S, 218. 前掲訳書 218頁。

(15) Knies, Ebd. S, 268. Anm.

(16) Knies, Ebd. S, 205f.

- (17) Perkeley, Ebd. p. 11. (26) 前掲訳文。
- (18) Knies, Ebd. S, 206f. 前掲訳書 251頁。
- (19) Knies, Ebd. SS, 358—59. 前掲訳書 435頁。
- (20) Knies, Ebd. SS, 368—69. 前掲訳書 446頁。

追 記

本稿は先年執筆したクニース研究の補論であり，併せてかれが独逸の貨幣理論史に占むる地位を明らかにするにあつた。起稿中，アルトマンの前掲論文のコピーを神戸大学の藤井教授のご好意で利用できた。ここに記して感謝の意を表する。